

男衾駅東西自由通路・ 駅舎工事の協定を締結

6月定例会では、13件の議案と2件の
請願の審議・審査がありました。
町民の皆さんの生活に直結するものを
いくつかご紹介します。

この請願の内容は 「南飯塚地区内の町道は、幅員が狭く道路法面が崩れてしまうため、道路の拡幅と法面対策及び排水路の設置をしていただきたい」という要旨で、請願者のほか12名の署名とともに議会に提出されました。

付託委員会の審査結果 付託された総務経済常任委員会では、「道路が整備されれば、将来に向け利便性が向上する」「法面を含め町道の幅員確保のための整備は必要である」等の意見があり、全員賛成で採択されました。

本会議の審議では **全員賛成で採択**

請願
町道の拡幅工事及び排水路の設置
法面を含め町道の幅員確保のための整備は必要
…全員賛成で採択

この請願の内容は 「五ノ坪橋は幅員が約5メートルと狭く、町道への出入りの際に危険であるため、橋の拡幅及び交通安全対策をしていただきたい」という要旨で、請願者から議会に提出されました。

付託委員会の審査結果 付託された総務経済常任委員会では、「橋の拡幅は難しいが、安全対策として橋の脇に歩道を整備する方法もある」「停止線や信号機等を整備し、車輛通行の安全を図ってもよいのではないか」等の意見があり、全員賛成で採択されました。

本会議の審議では **全員賛成で採択**

請願
五ノ坪橋の拡幅及び交通安全対策
拡幅は難しいが、安全対策として
橋の脇に歩道整備の方法もある
…全員賛成で採択

問 協定額が増額となる場合や設計変更がある場合の対応は。
答 資材高騰など急激な物価変動で増額の場合は、他の工事と同様にスライド条項を適用し、増額変更を議会へ上程することとなる。設計変更が生じる場合は、町と東武鉄道が協議により対応することと定めている。

問 協定金額の内訳及び国・県補助金の活用は。
答 東武鉄道の負担は3000万円、町負担が12億1300万円である。自由通路を含め男衾駅周辺整備事業は、国の交付金を活用し、エレベーター等の整備では、県補助金の活用を考えている。

●協定概要

| | |
|--------|----------------------|
| 履行期限 | 協定締結の日から平成29年3月31日まで |
| 協定金額 | 12億4300万円 |
| 協定の相手方 | 東武鉄道株式会社 |
| 構造等 | 鉄骨造 2階建て 杭基礎 |
| 工事内容 | 東西自由通路新設工事、駅舎築造工事 |

平成26年度
一般会計補正予算(2回目)
約5億6400万円を
大雪の被災農業者支援に

5億7250万円(5.4%)増額
一般会計 総額 112億1793万8000円

主な補正内容
歳入では
・被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 (約4億3720万円増額)
・被災農業者支援事業の町負担分として財政調整基金繰入金 (約1億2170万円増額)
歳出では
・農業用生産施設の再建・修繕費用を補助する被災農業者経営体育成支援事業補助金 (約5億7170万円増額)
・被災農家に対する種苗費等の補助見込額の確定による農業災害対策補助金 (約760万円減額)
・降雪により被災した農業用ハウス等の廃材のうち、廃プラスチック類の処理委託料 (約350万円計上)

☞スライド条項…市町村や国・県が発注した建設工事で、特別な要因による物価変動で材料の価格が著しく上がった場合など、請負金額が不適当となったとき、約款の規定により請負金額の変更を請求できる措置です。



繰越明許費ってなんですか？

6月定例会には、一般会計と水道事業会計で、3件の繰越計算書の報告が町長からありました。今回は、予算の繰り越しと議会の役割をご紹介します。

予算執行は「原則 年度内」

町など地方公共団体の予算は、4月1日から翌年3月31日までを1つの会計年度として、年度内の歳出(支出)にはその年度の歳入(収入)を充てるのが原則となっています。これを「会計年度独立の原則」といい、地方自治法で定められています。

例外もあります…

しかし、道路を整備しようとして用地取得に時間がかかったり、工事の契約をしたのに天候の影響があって、その年度内に完成できなくなった場合など、状況の変化や避けがたい事故などの理由で仕事が思うように進まず、これに伴う経費の支出が年度内に終わらない場合もあります。
このようなとき、年度内に支出できなかった予算の一部を翌年度に執行する手続きが例外として規定されています。この手続きを「予算の繰り越し」といいます。

繰越明許費の繰越(議決が必要)
何らかの事情でその年度内に支出を終了することができない経費について、特別に翌年度1年間に限り繰り越して使用することができるものをいいます。

事故繰越(議決は不要)
台風による崖崩れで工事がストップした場合などの避けがたい事故のため、年度内に支出が終わらなかったものは、事故繰越として翌年度に繰り越すことができます。

平成25年度寄居町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載された主な事業
(3月定例会で議決、6月定例会で報告)

| 事業名と翌年度繰越額 | |
|----------------|--------------|
| 臨時福祉給付金給付事業 | 1億3975万7000円 |
| 男衾駅西口通り線道路改良事業 | 1億1835万8000円 |
| 中学校空調設備設置事業 | 3億34万8000円 |
| その他 | 1億2614万2680円 |
| 合計 | 6億8460万5680円 |

景気対策などで、国が1月、2月に補正予算を成立させた場合などは、当然年度内に完成できませんので、繰り越しを前提として事業を実施することになります。この場合は、ほとんど全額を繰越明許費とすることになります。

議会としては……
繰越理由や金額を確認し、慎重にチェックする必要があります。